

告示 第 34 号

平成 29 年 8 月 1 日

鹿児島市交通事業管理者

交通局長 鞍掛 貞之

鹿児島市交通局浜町営業所バス車両用門型移動式洗車機設置工事に係る制限付き一般競争入札について（公告）

鹿児島市交通局浜町営業所バス車両用門型移動式洗車機設置工事に係る制限付き一般競争入札を実施するについて、この入札に参加する者に必要な資格を地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 5 第 1 項及び第 167 条の 5 の 2 の規定に基づき次のとおり定めたので、同令第 167 条の 5 第 2 項及び第 167 条の 6 第 1 項並びに鹿児島市契約規則（昭和 60 年規則第 25 号）第 3 条の規定により公告します。

記

1 入札に付する事項

(1) 業務名

鹿児島市交通局浜町営業所バス車両用門型移動式洗車機設置工事

(2) 業務場所

別紙のとおり

(3) 業務内容

機械器具設置工事

附帯工事

土木工事及び土木工事設計

電気工事及び水道工事

(4) 仕様、積算及び図面等

別紙のとおり

(5) 履行期間

契約の日から平成 29 年 12 月 31 日（日）まで

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加することができる者は、次に掲げる資格要件の全てを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) この公告の日から入札参加資格審査申請の受付期限の日までの間において、鹿児島市交通局業務委託等有資格業者の指名停止に関する要綱（平成18年3月31日制定）に基づく指名停止又は鹿児島市交通局が行う契約からの暴力団排除対策要綱（平成26年4月1日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (6) 鹿児島市交通局が行う契約からの暴力団排除対策要綱（平成26年4月1日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (7) 鹿児島市税を滞納していないこと。
- (8) 上記の他、次に掲げる資格要件を満たす者であること。
 - ア 鹿児島市内に主たる事業所又は営業所を有すること
 - イ 平成29年度鹿児島市建設工事等競争入札参加有資格業者名簿の「機械器具設置工事」に登録があること。

3 契約条項を示す場所

〒890-0055

鹿児島市上荒田町37番20号

鹿児島市交通局経理課契約係

4 入札説明書等の交付及び受付場所等

入札に参加するために必要な関係書類に係る事項その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

(1) 交付及び受付場所

3に同じ。

(2) 交付及び受付期限

平成29年8月16日（水）17時まで

(3) 提出書類

所定の入札参加資格審査申請書（様式1）（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類（以下「申請関係書類」という。）を添付して、受付場所へ直接持参又は郵送（受付期

限内必着)により提出するものとする。

ア 履歴事項全部証明書(法人の場合に限る。)

イ 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないことを証する書類(個人の場合に限る。)

ウ 納税証明書又は滞納がないことの証明書

(ア) 消費税及び地方消費税について未納の税額がないことの証明書

(イ) 鹿児島市の市税(同市税が課税されていない者で市外に主たる営業所を有する者にあつては、主たる営業所の所在地の市区町村税)について未納の税額がないことの証明書

エ 印鑑証明書

オ 財務諸表(法人にあつては申請書を提出する直前の期末における貸借対照表及び損益計算書、個人にあつては申請書を提出する年の前年分の所得税確定申告書)

カ 2(5)に掲げる事項の確認に必要な資本関係又は人的関係のある法人に係る申告書(様式2)

(4) その他

局ホームページ(<http://www.kotsu-city-kagoshima.jp/>)からも入手することができる。

5 入札説明会

実施しない。

6 入札執行の日時及び場所

(1) 日時

平成29年8月24日(木) 10時00分から

(2) 場所

鹿児島市上荒田町37番20号

鹿児島市交通局3階 第3会議室

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

鹿児島市契約規則第5条第3号の規定により免除する。

(2) 契約保証金

契約の相手方は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を契約締結の際に納付すること。ただし、鹿児島市契約規則第26条各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の納付を免除する。

なお、契約保証金は、契約履行後還付する。

8 最低制限価格

設定しない。

9 郵送又は電信による入札

郵送又は電信による入札は認めない。

10 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者及び入札説明書に規定する入札参加資格審査申請書に虚偽の記載をした者のした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 記名押印のない入札書又は記載事項を判読しがたい入札書による入札
- (4) 2以上の入札書（他の入札参加者の代理人として提出する入札書を含む。）による入札
- (5) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (6) 入札金額以外の記載事項について訂正し、訂正事項に訂正印のない入札書による入札
- (7) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記入した入札書による入札
- (8) 再度入札において前回の入札の最低金額以上の金額による入札
- (9) 明らかに連合によると認められる入札
- (10) 入札金額の算定に誤りのある入札書による入札
- (11) その他入札に関する条件に違反した入札

11 契約書作成の要否

契約書の作成を要する。

12 問い合わせ先

〒890-0055

鹿児島市上荒田町37番20号

鹿児島市交通局経理課契約係

電話 099-257-2111（内線）247、248

ファックス 099-258-6741